

平成31年度特別強化選手支援事業補助金交付要綱

1. 趣旨

トップレベルの競技成績を有する本県の優秀な選手のさらなるレベルアップを図り、オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会など、国内外のトップレベルの大会で活躍する選手の育成を支援します。

2. 補助対象

【※別紙 特別強化選手支援事業対象経費一覧も併せて参照してください。】

- (1) 特別強化選手が強化練習、合宿、遠征、全国又は国際大会に参加するための旅費
 - ・大会等は特に指定しません。
 - 大学、企業等への練習に参加する場合等の旅費も対象になります。
- (2) 特別強化選手が参加する強化練習、合宿、遠征等に引率する指導者の旅費
 - ・対象は、原則として監督、コーチ、又は引率責任者等として引率する者とします。
- (3) 特別強化選手が使用する競技用具に係る経費（但し、強化費の20%を乗じた額を上限とします）
- (4) 特別強化選手が参加する強化練習、合宿等に使用する会場等使用料（トレーニング施設の利用料も対象とします。）
 - ・特別強化選手を含む団体に使用する場合も対象経費としますが、回数は2回までに限ります。
- (5) その他特別強化選手の競技力向上に資する経費
 - ・特別強化選手の強化を目的に、県外からの選手及び引率者（監督等）、講師等の招聘も対象とします。
 - なお、招聘に係る旅費の規定は別紙対象経費一覧と同様になります。
 - ・特別強化選手が用いる競技用具等の修繕費も対象とします。
 - ・SSC利用に係る費用（負担金補助）

*修繕費の内容は、事前に事務局と協議をしてください。

***補助対象経費は、あくまでも、強化を目的とした経費になります。趣旨をご理解のうえ、適正な執行をお願いします。**

3. 事務処理

○事業報告書の提出

- ・別紙「平成31年度特別強化選手支援事業報告書綴り」は、所定の様式に必要事項を記入し、証拠書類等を揃えたうえで、提出をお願いします。
- ・報告書の提出は、原則として、特別強化選手ごとに作成していただくこととなりますが、特別強化選手が複数名いる場合は、競技単位、チーム単位で報告いただいてもかまいません。
- ・報告書提出の際は、各競技団体でまとめていただき、提出をお願いします。なお、報告書の鑑文については、別紙の例に従って、競技団体でまとめたもの1部を作成し、提出して下さい。
- ・本事業の問い合わせや取りまとめなどの執行管理を行っていただける窓口担当者の配置をお願いします。（成年の場合は、特別強化選手ご本人でもかまいません。高校生以下については、顧問や監督を必ず担当者としてください。）

◆「平成31年度特別強化選手支援事業」に係る様式のデータについては、高知県スポーツ協会ホームページよりダウンロードできますので、そちらをご利用ください。

～手続きの流れについて～

- ① 補助金交付決定通知（→（公財）高知県スポーツ協会より関係団体を通じて通知）
 - ② 概算払請求書の提出（→（公財）高知県スポーツ協会に提出）
 - ③ 強化費の振込（→（公財）高知県スポーツ協会→関係団体→本人又は担当者）
 - ④ 強化事業の実施
 - ⑤ 中間報告書の提出（→10月末までの事業を11月末までに報告）
 - ⑥ 報告書の整理（→領収書等を整理し、報告書を作成）
 - ⑦ 報告書の提出（→整理した報告書を提出）*報告書については、競技団体でまとめて提出して下さい。
- 提出書類：事業実績報告書（鑑）・事業実績報告書綴（表紙）・事業報告書・決算書・決算額内訳**

4. 実績報告書の提出

事業完了の日から30日以内、又は、当該年度の3月31日までのいずれか早い日に、実績報告書を公益財団法人高知県スポーツ協会まで提出して下さい。

*事業が完了した段階で、速やかに報告書を提出していただくようご協力をお願いします。

***事業終了時の報告以外に、10月末までの事業の中間報告を11月末までに提出するようにしてください。**

5. 補助金の返還

次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 対象事業に要した経費が、補助金の額を下まわった場合
- (2) 交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業を中止又は廃止した場合
- (4) その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (5) 下記別表に掲げるいずれかに該当すると認められる場合

(別表)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 |
|---|